

# マージン率等の情報提供について

## ① 令和6年11月30日付け 派遣労働者数

9人

## ② 令和5年11月30日付け 派遣先事業所数(実数)

46事業所

## ③ 令和4年度(令和4年年12月1日～令和5年11月30日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

14,967円(8時間 )

## ④ 令和4年度(令和4年年12月1日～令和5年11月30日)派遣労働者の賃金の額の平均額

9,373円(8時間 )

## ⑤ 令和4年度(令和4年12月1日～令和5年11月30日)マージン率

37%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[ \frac{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日}}{(8\text{時間})\text{当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額}} \right] - \left[ \frac{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日}}{(8\text{時間})\text{当たりの賃金の額の平均額}} \right]}{\left[ \frac{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日}}{(8\text{時間})\text{当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額}} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくなることが望ましい。

## ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ( )

当該労使協定の有効期間の終期 ( )

締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

## ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用訓練	雇入時	OJT	無償	有給
職能別訓練	派遣中	OJT	無償	有給
階層別訓練	派遣中	OJT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 電話番号 098-855-2407

## ⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

・各種保険完備(健康保険・介護保険・厚生年金・雇用保険・労災保険)

事業所名 株式会社ビジネススタッフ  
許可番号 派47-010040